

「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」
「大津波警報」発令時の対応について

- ① いずれかが午後4時以降の時点で湯浅町に発令されていれば臨時休校とする。
- ② 自宅地域及び通学経路の地域に上記警報が発令されている場合は、当該生徒の登校を免除し、出席停止として扱うことができる。
- ③ 臨時休校が定期考査の日である場合、その翌日の考査科目は当初の考査発表の通り行い、休校日に予定されていた考査は、考査最終日の翌日に行う。臨時休校日が定期考査最終日の場合、考査科目は順延する。